新型コロナウイルスの影響を受け困難を抱える市民を支援する団体に対して、
令和５年度も

岡山市市民活動支援金

を交付します！

新型コロナウイルス感染症は、感染法上５類に移行する予定（令和5年3月末時点）であり、徐々に以前の生活に戻っていくことが想定されますが、困難を抱える市民の状況が急速に改善するとは限りません。

市民活動団体が柔軟性や創造性などの強みを活かして、困難を抱えている市民に支援を届ける活動に支援金を交付します。

支援額

１団体あたり **１０万円**（上限額）

【支援対象経費】

対象費目	内容（例）
報償費・賃金	外部の専門家等に支払う謝礼や一時的な雇い入れなど
旅費	事業を実施するために必要な交通費など
消耗品費	新型コロナウイルス感染予防に必要な消毒液、マスクや事業実施に直接必要な事務消耗品購入費など ※消耗品とは、１品当たり３万円未満の物品をいいます
食糧費	食材購入費など
印刷製本費	チラシの印刷費など
通信運搬費	郵便代、宅配便代、Wi-Fi使用料など
使用料・賃借料	パソコン等器具リース料など
保険料	事業実施に直接必要な活動保険料など
委託費	チラシデザインの作成等を外注する費用など ※対象経費総額の３分の１以内に収めてください
手数料	銀行への振込手数料など
光熱水費	調理に必要なプロパンガス代など
人件費	市民活動団体の通常業務の範囲外または時間外に実施する際に必要となる人件費など

※希望する場合は、支援金交付額の１／２を活動開始前にお渡しすることも可能です
※備品購入費は対象経費となりませんので、ご注意ください
※詳細は、要綱やＱ＆Ａをご確認ください

対象となる団体

岡山市内に活動拠点を置く非営利の市民活動団体であり、令和５年４月１日時点で次の①または②を満たす団体

①「岡山ＥＳＤプロジェクト」参加団体、または「つながる協働ひろば・団体検索サイト」に登録している市民活動団体

②１年以上継続して活動している市民活動団体

注）民間企業、政治団体、宗教団体等は対象外といたします

裏面に続きます

対象となる市民活動とは？

次の①～③すべてを満たす市民活動を対象とします

① 新型コロナウイルス感染症に関連する地域課題に取り組む活動
※営利や団体内の親睦などを目的にした活動は対象になりません。

② 感染症予防を注意した上での活動

③ 令和５年４月１日 から 令和６年１月３１日 までの活動

申請に当たっては、必ず事前にご相談ください

令和４年度活動例

活動例１
コロナ禍で増加傾向にある生活困窮しているひとり親家庭に夏休みに弁当の配布を行う。

→ **POINT**
状況：コロナ禍で生活困窮
対象：ひとり親家庭
内容：食料の配布

活動例２
コロナ禍で外出の機会が減っている親子を対象に体験型イベントを実施し、交流を促す

→ **POINT**
状況：コロナ禍で外出できない
対象：親子
内容：体験、交流の機会を提供

活動例３
Ｚｏｏｍを使いリトミックで乳幼児のいる母がリフレッシュ、交流する場を作る

→ **POINT**
状況：コロナ禍で外出できない
対象：乳幼児のいる母
内容：オンラインで交流の機会を提供

申請書類・提出先

以下の書類を郵送または持参でご提出ください

1．補助金等交付申請書（様式１）
2．活動計画書（様式９）
3．事業活動収支予算書（様式１０）
4．団体概要書（様式１１）
5．振込先の通帳の写し
6．債権者登録申請書
7．その他必要と認めるもの

※要項、Ｑ＆Ａ、申請用紙等は、市ＨＰ「つながる協ひろば」からダウンロードできます

【申請期間】
令和５年４月１日～令和５年１２月２８日

【提出先・お問い合わせ先】
住所：700-8544　岡山市北区大供一丁目１番１号
岡山市市民協働企画総務課市民活動支援室
連絡先：Tel 086-803-1061 / FAX 086-803-1872
受付時間：平日8:30～17:15（土日祝除く）
メールアドレス：kyoudou@city.okayama.lg.jp